
鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 落札者決定基準

鈴鹿市

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業
落札者決定基準
目 次

<u>1</u>	<u>落札者決定の手順</u>	1
<u>(1)</u>	<u>落札者決定基準の位置づけ</u>	1
<u>(2)</u>	<u>鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定委員会の設置</u>	1
<u>(3)</u>	<u>鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定に係る 有識者意見招請会議の設置</u>	1
<u>(4)</u>	<u>選定の手順</u>	2
<u>2</u>	<u>参加資格審査</u>	4
<u>(1)</u>	<u>参加資格要件の項目</u>	4
<u>3</u>	<u>提案審査</u>	4
<u>(1)</u>	<u>入札書類の確認</u>	4
<u>(2)</u>	<u>定量化審査の配点</u>	4
<u>(3)</u>	<u>提案書の基礎審査</u>	4
<u>(4)</u>	<u>提案書の定量化審査</u>	4
<u>(5)</u>	<u>開札及び入札価格の確認</u>	5
<u>(6)</u>	<u>入札価格の定量化審査</u>	5
<u>(7)</u>	<u>総合評価値の算定方法</u>	6
<u>4</u>	<u>提案書の定量化審査において審査する点</u>	6
<u>5</u>	<u>提案書に関するヒアリング</u>	6
<u>6</u>	<u>審査結果等の公表</u>	6
<u>表 1</u>	<u>審査項目及び配点</u>	7

1 落札者選定の手順

(1) 落札者決定基準の位置づけ

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業（以下、「本件事業」という。）を実施する事業者は、設計・建設、維持管理に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の選定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を選定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 落札者決定基準」（以下、「落札者決定基準」という。）は、鈴鹿市（以下、「本市」という。）が本件事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

(2) 鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定委員会の設置

ア 本市は落札者の選定に当たり、透明性及び公平性を確保した審査を行うため、鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定委員会設置要領に基づき、「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。

イ 入札参加者から提出された提案書は、選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が選定委員会委員に面談を求めたり入札参加者の PR 書類等を提出したりすること等により、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議の設置

ア 本市は、事業者選定に当たり、外部有識者で構成する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき、落札者決定基準を定めるに当たり外部有識者より意見を聴取する。

イ 当該落札者決定基準に基づいて落札者を選定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が有識者会議で述べられた場合は、選定委員会是最優秀提案者の選定時に有識者会議の意見を聴かなければならないものとする。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が、有識者会議の有識者に面談を求めたり、入札参加者の PR 書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(4) 選定の手順

本件事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3 頁の図に示す手順で実施する。

ア 参加資格審査

本市は、提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

イ 提案審査

(ア) 提案書の基礎審査

本市は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ) 提案書の定量化審査

選定委員会は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

(ウ) 開札及び入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

(エ) 入札価格の定量化審査

選定委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

(オ) 総合評価値の算定

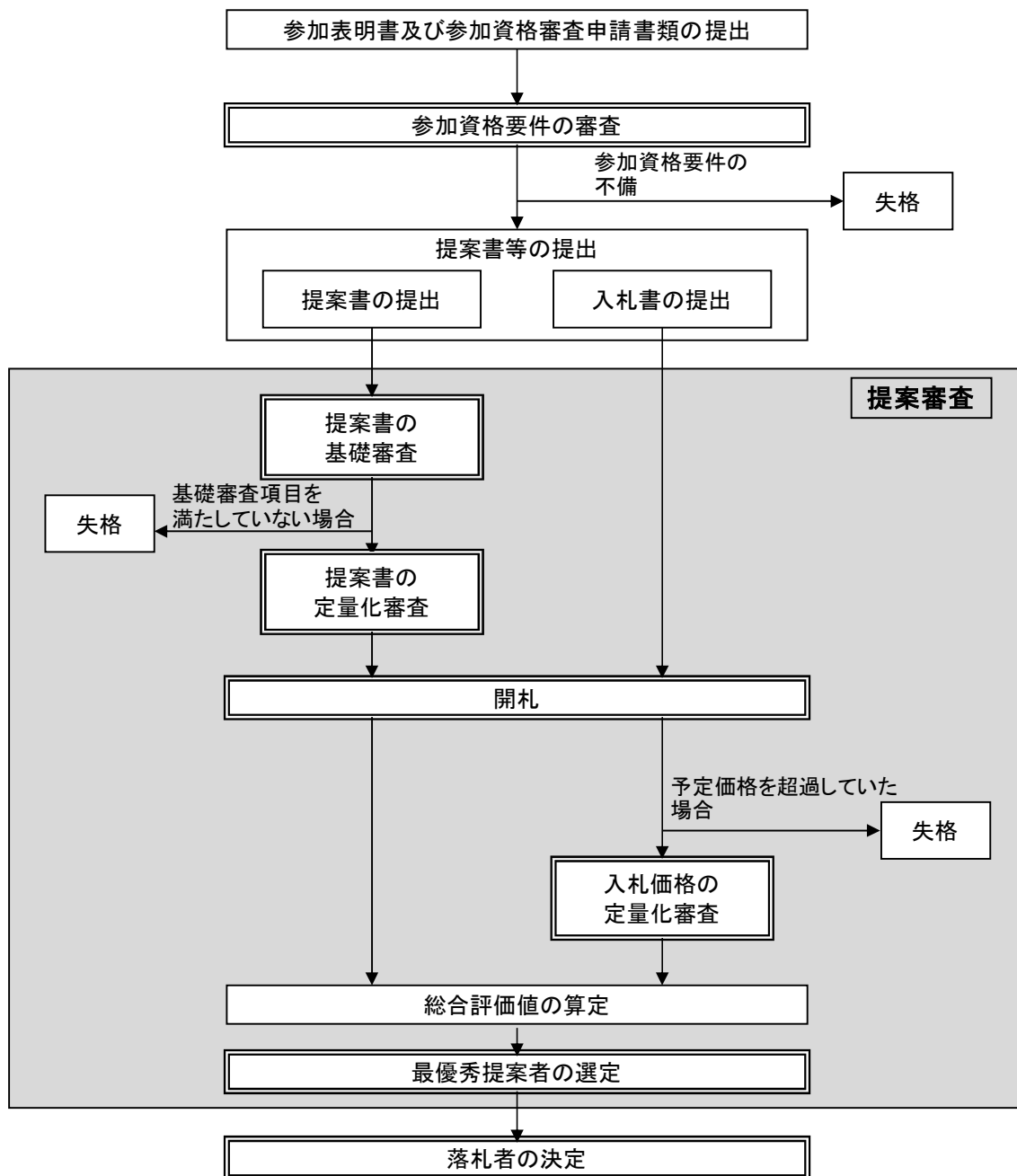
選定委員会は、提案書及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を算定する。

(カ) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

(キ) 落札者の選定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として選定する。ただし、総合評価点と同点となった場合は、価格点の高い者を落札者とする。



※最優秀提案者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分

図 1 - 1 落札者選定の手順

2 参加資格審査

(1) 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、参加資格要件を満足しているかを確認する。参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類受付最終日とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

参加資格要件の詳細については、入札説明書「第4 入札参加者に関する条件等」を参照のこと。

3 提案審査

(1) 入札書類の確認

提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。

(2) 定量化審査の配点

技術提案書及び入札価格は、次の配点により定量化を行う。

項 目	配 点
技術提案書	60
入札価格	40

(3) 提案書の基礎審査

ア 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(ア) 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。

(イ) 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

(ウ) 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

(4) 提案書の定量化審査

提出された提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

ア 提案書における審査項目及び配点

提案書の定量化審査による得点が技術点の値となるため、定量化審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本市が本件事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本市が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、表1のとおりである。

なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「4 提案書の定量化審査において審査する点」を参照のこと。

イ 提案書の定量化審査に関する得点化方法

(ア) 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 3-2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	かなり優れている	配点×0.8
C	優れている	配点×0.6
D	やや優れている	配点×0.4
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.2

(イ) 各審査項目の評価点については、選定委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第 3 位を四捨五入した値とする。

(ウ) (イ)の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

(5) 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が入札書比較価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(6) 入札価格の定量化審査

ア 入札価格に関する得点化方法

入札価格の定量化審査においては、入札価格（様式集、様式第 12 号に記載する金額をいう。）について、次の算定式①により、入札価格の得点を付与する。また、得点は、小数第 3 位を四捨五入した値とし、税抜価格にて評価する。

算定式①【入札価格の定量化審査の得点算定式】

【最低入札価格 > 定量化限度額の場合】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right) = 40 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

【最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right) = 40 \text{点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}} \right)$$

※ただし、入札価格が定量化限度額以下の入札参加者の得点＝40 点満点とする。

※定量化限度額：入札価格がその価格を下回っても、価格評価点が変わらなくなる、事前に設定する価格。

(7) 総合評価値の算定方法

「(4) 提案書の定量化審査」、「(6) 入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式②により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式②【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書の定量化審査の得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の定量化審査の得点} \end{array} \right)$$

4 提案書の定量化審査において審査する点

選定委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じた、5段階評価により得点を付与する。

なお、各項目については、表1の審査の視点に対して、各入札参加者の同種施設における過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案を高く評価する。

5 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うに当たり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。

なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

6 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。

表 1 審査項目及び配点

審査項目			No	配点	審査の視点
大項目	中項目	小項目			
1 設計・建設工事に関する事項				38点	
	(1) システム提案			32点	
		①システム構成	1	5点	本市の課題を整理し、情報伝達が円滑かつ確実に行えるよう具体的提案がされているか。
		②スピーカー配置	2	5点	スピーカ設備の配置、音圧、騒音等を含めた具体的な提案がされているか。
		③機器の操作性	3	5点	専任の職員以外でも迷うことなく迅速に操作できるとともに、誤操作防止を考慮した具体的な提案がされているか。
		④地震、風水害等の災害対策	4	2点	地震、風水害等の災害への防災について計画性のある災害対策が示されているか。
		⑤ライフサイクルコスト低減	5	5点	コスト縮減、長寿命化対策等について、具体的かつ実効性のある提案が示されているか。
		⑥システムの拡張性	6	5点	将来のスピーカーの増設対応、戸別受信機を安価に効率よく導入できるように具体的に提案されているか。
		⑦独自提案	7	5点	システムに関して要求水準書に記載されていない提案内容で、本市が有用と判断した提案を評価する。
	(2) 整備計画			6点	
		①具体的整備計画	8	2点	工期遵守のための実効性のある工事工程、実施体制が示されているか。
		②切替計画	9	2点	新旧システムの切替時に無理なく運用停止を短縮する工夫や運用制限せずに現状のサービスを維持する方法を示しているか。
		③工事期間中の安全対策	10	2点	工事の全体工程表期間中の安全確保や防災対策について、具体的な計画が示されているか。
2 維持管理に関する事項				22点	
	(1) 維持管理体制			2点	
		①保守体制	11	2点	障害発生時の市役所駆付にかかる時間や緊急時の連絡体制などサポート体制が具体的に提案されているか。
	(2) 維持管理			20点	
		①保全計画	12	15点	予防保全を主体とし、運用開始から15年間施設の信頼性を常時維持するための有効な点検・部分更新の計画が示されているか。
		②独自提案	13	5点	維持管理に関して要求水準書に記載されていない提案内容で、本市が有用と判断した提案を評価する。
3 入札価格に関する事項				40点	
	(1) 入札価格		14	40点	